

「半矮性トウモロコシMON94804系統」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和7年2月26日～令和7年3月27日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 3件

4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報※	食品安全委員会の回答
経験値の一切ない状態で 計算上だけで自然物を測ることは不可能です なぜなら自然は人間の範疇には収まっていないから 人間の叡智は自然に包含された内にあるもので 自然全体を人間が把握することは不可能 であれば 自然に対する在り方は 体験経験しか無く 安全が否かの判断はその後にはしか為し得ません ですから この審議結果に意味はありません まして 「人の健康を損なうおそれはない」などと判断 断言出来るはずがない	食品安全委員会の食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて実施しています。 本系統の評価は、最新の科学的知見及び国内外のガイドライン等を踏まえ、食品安全委員会において検討した上で作成した、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき申請者から提出された実験データ等を踏まえ、遺伝子組換え食品（種子植物）の性質の変化は、導入された遺伝子若しくは挿入されたDNAの性質又はそれが挿入されたゲノムの変化に基づき、科学的に予測することが可能であるという考えに基づいて行っています。 その結果、本系統は既存品種である非組換えトウモロコシと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかったことから、人の健康を損なうおそれはないと判断しました。

本当に判断出来るまで 治験実験体験を行わない以上 認められません	なお、毒性試験及びヒトにおける知見については、上記の確認において、安全性の知見が得られない場合に求めることとしています。
わずかな期間の「遺伝子組み換え食品の科学的検証」に基づいた、「新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった」との結論は信頼できません。真に国民のリスクを回避したいのであれば、現状の科学レベルでわからないことがあり得るので、遺伝子組換え食品は、認めないのが原則であるべきです。	また、申請者から提出された実験データ等については、「食品安全委員会の公開について」(平成15年7月1日食品安全委員会決定)に基づき、原則として公開することとしています。公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定のものに不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、非公開としております。
突然、 「半矮性トウモロコシMON94804系統に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)」について のメールを拝送することをお許しください。 こちらはいつもお世話になっております。 早速、 半矮性トウモロコシMON94804系統に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集について の審議結果(案)を拝見して、 半矮性トウモロコシMON94804系統を人が食べて、 健康が悪化するのか、しないのか、数値と動画で客観的に知りたいので、 実験用のマウス、サル、線虫、人が半矮性トウモロコシMON94804系統を平均寿命まで毎日、食べた時に、 実験用のマウス、サル、線虫、人が健康が悪くなって平均寿命前に亡くなったのか亡くならなかったのか知りたいので、 数値と動画で誰でも、いつでも、どこでもしることができる費用を、 地域商品券を作って実現して下さい。	なお、遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性審査の手続についてのご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、消費者庁に情報提供いたします。

以上、お忙しい中最後までご高覧下さりありがとうございます。	
-------------------------------	--

※ 原則、頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。